## (7月29日更新)

## 令和2年7月3日からの大雨による災害に伴う被害を受けた方々への支援について

令和 2 年 7 月 3 日からの大雨により被災を受けた皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧をお祈り申し上げます。

弊社は、被災者の方々や被災地の救援・復旧に役立てていただくため、災害救助法適用市町村 (注)にお住まいのお客さまに対し、以下のような可能な限りの便宜を図り、全面的にご支援させていた だきます。

- ・お届出印等を紛失されたお客さまに対する可能な限りの便宜措置
- ・お預り有価証券の売却・解約代金の受渡日以前のお支払いの申出があった場合の可能な限りの便 宜措置

## (注) 災害救助法適用市町村

山形県:13市16町2村 長野県:4市4町6村

岐阜県:6市 島根県:1市 福岡県:4市 佐賀県:1市

熊本県:9市12町5村 大分県:2市2町 鹿児島県:9市2町

〇最新の適用市区町村につきましては、内閣府ウェブサイトをご確認ください。

令和2年7月3日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用について【第11報】 (内閣府ホームページ)

2020年7月29日時点の財務局・日本銀行発表資料に基づき記載しています。